



新型コロナウイルス感染症蔓延化でも、府民の皆様の声をしっかりと形にしていきたいと思います。

歩道空間整備

渋滞対応で信号機の秒数変更

電線共同溝整備

バリアフリー化・自転車道整備、路面標示で安全対策



JR久米田北一踏切西側

岸和田塔原線土生交差点

岸和田塔原線上町付近

堺阪南線上野町北交差点付近

堺阪南線磯上南交差点付近

蜻蛉池公園水辺の広場整備(令和2年~3年)状況

ご要望が実現しました横断歩道の整備完了



蜻蛉池公園水辺の広場



岸和田塔原線土生滝町有真香会館付近T字路



岸和田塔原線真上町付近T字路

地震津波対策として、浜工業公園内の盛土や園路の嵩上げ等を整備することにより防潮機能を一層高める整備完了

牛滝川大路橋付近の改修完了



新型コロナウイルス感染症に関する主な支援策(令和3年3月22日時点)

出典:大阪府HP

暮らし

家計の維持が難しい	緊急小口資金(特例貸付)	貸付上限:10万円(特に必要な場合は20万円) 据置期間:1年以内※、償還期間:2年以内、無利子・保証人不要 ※R4.3月末以前に償還時期が到来する予定の貸付に関しては、据置期間がR4.3月末まで延長 ※申請はR3.6月末まで	各市町村の社会福祉協議会 厚生労働省コールセンター ☎ 0120-46-1999 9時~21時
	総合支援資金(特例貸付)	貸付上限:2人以上世帯は月20万円、単身は月15万円 据置期間:1年以内※、償還期間:10年以内、原則3カ月(最大6カ月まで延長)、無利子・保証人不要 ※R4.3月末以前に償還時期が到来する予定の貸付に関しては、据置期間がR4.3月末まで延長 ※緊急小口資金及び総合支援資金の貸付が終了した方を対象に、再貸付(最大60万円)を実施。 ※申請はR3.6月末まで	
好条件での就労につながる職業訓練を受講したい	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(仮称)	〔支給対象者〕 ① 児童扶養手当受給者等(低所得のひとり親世帯) ② ①以外の住民税非課税の子育て世帯 〔給付額〕児童1人あたり5万円 〔申請〕①は申請不要(直近で収入が減少した世帯は申請要) ②は申請に基づき支給 ※申請開始時期未定	ひとり親世帯向け給付金コールセンター ☎ 0120-400-903 9時~18時
	高等職業訓練促進給付金	ひとり親世帯で職業訓練受講中の生活費(月10万円)を給付。 ①1年以上訓練を必要とするもので、国家資格等の取得の場合(看護師、保育士等) ②6月以上の訓練を通常必要とする民間資格等の取得の場合(デジタル分野の資格や講座など) ※R3年度限り ※訓練費用については、自立支援教育訓練給付金(受講料の6割、上限年20万円)の給付あり	【国】準備中
休業期間中、賃金が支払われない	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	①中小企業で働く従業員に対し、休業前賃金の80%を支給 ②緊急事態宣言の影響を受ける大企業のシフト労働者等に対し、 ・R3.1.8以降の休業(R2.11.7以降に時短要請した都道府県はその要請の始期以降の休業も含む):休業前賃金の80% ・R2.4.1~R2.6.30:休業前賃金の60% ※①、②とも日額上限1万1千円	厚生労働省コールセンター ☎ 0120-221-276 平日8時30分~20時(休日は17時15分まで)
学校休業等により子どもの世話のために仕事を休んだが、事業主が「小学校休業等対応助成金」を申請しない	小学校休業等対応助成金の申請をしない企業で働く保護者が直接申請できる仕組み <small>(国において、R1年度分は助成金、R2年度分は休業支援金・給付金の枠組活用で詳細検討中)</small>	小学校等の臨時休業等で子どもの世話のために仕事を休んだ場合で、事業主が小学校休業等対応助成金の申請を行わない場合に労働者が直接申請可能。※申請開始時期未定 ※R2.2.27からR2.3.31までは助成金を労働者が直接申請、R2.4月以降は新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を労働者が直接申請する仕組みを予定。	【国】準備中
職業訓練機関中の生活を支援してほしい	職業訓練受講給付金	雇用保険を受給できない求職者が、ハローワークの支援指示で職業訓練を受講する場合、訓練期間中の生活を支援する給付金を支給 〔支給額〕職業訓練受講手当:月額10万円(他、通所手当等あり) ※収入要件(8→12万円)、出席要件について特例措置あり	住所地为管轄するハローワーク
介護・障がい福祉分野への就職を考えている	介護訓練修了者への返済免除付の就職支援金貸付制度	職業訓練修了後に介護・障がい福祉分野に就職した方に20万円の返済免除条件付の就職支援金を貸付け ※申請開始時期未定	【国】準備中
税金の期限内の申告や納付が困難	申告・納付等の期限延長、納税が困難な方に対する猶予		【国税】各税務署 【府税】各府税事務所又は自動車税事務所 【市町村税】各市町村(市税事務所)
国民健康保険料が払えない	国民健康保険料の徴収猶予等		各市町村
国民年金保険料が払えない	国民年金保険料の免除		各市町村又は年金事務所
公共料金や電話料金が払えない	電気、ガス、水道、下水道、通信料金等の支払い期限の延長等		各電気・ガス・水道・下水道・電話等事業者